

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

スポーツ仲裁自動応諾に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）が行う決定に関し、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という。）によるスポーツ仲裁を自動的に応諾することを目的とする。

(自動応諾)

第2条 代表選考や不利益処分に係る紛争等、スポーツ競技又はその運営に関して本協会が行った決定に対する不服申立は、JSAAの「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

1 この規程は、令和3年4月8日から施行する。